

機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会開催要綱

1 目的

全労働災害の約 3 割を占める機械災害の減少を図ることが労働災害防止対策において重要な課題となっており、その一層の防止を図るには、機械使用事業者が平成 18 年に施行された改正労働安全衛生法第 28 条の 2 において規定された危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)等の取組を適切に実施する必要がある。また、機械製造者においても、機械の包括的な安全基準に関する指針(平成 19 年 7 月 31 日基発第 0731001 号、以下「機械包括安全指針」という。)に基づきリスクアセスメント等を実施するとともに、機械を使用する段階におけるリスクアセスメントが適切に実施されるよう、必要な情報を適切に提供することが重要である。

このような背景を踏まえ、第 11 次労働災害防止計画においては、機械使用事業場において機械を含むリスクアセスメントの取組を円滑に行うため、機械製造者による残留リスク等の機械の危険情報の提供を促進する制度について検討することとしている。

このため、機械使用事業場におけるリスクアセスメント等の取組を促進し、機械によるリスク低減、ひいては機械災害防止を図るため、機械譲渡時における必要な機械の危険情報の提供のあり方等について、所要の検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 機械譲渡時における機械の危険情報を提供する制度のあり方について
- (2) その他

3 検討会参集者

別紙のとおり

4 その他

- (1) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を依頼することができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。